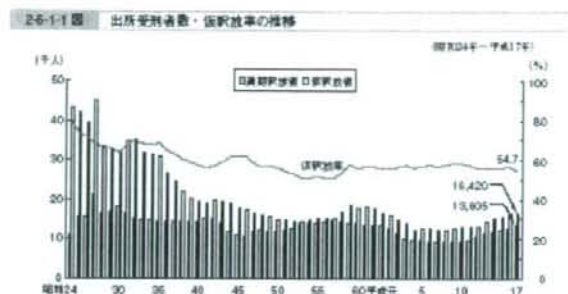


(2) 更生保護の実施対象

前記1により概観したところを数字によって以下確認しておくこととしたい（この項で使用する資料は断りが無い限り平成18年度版犯罪白書によっている）。

(ア) 仮釈放・満期釈放の人員



① 行刑通知書および矯正通知書による。
② 女子の矯正受刑者数及び仮釈放受刑者の率については、CD-ROM参照。

* 受刑者の仮釈放による出所率はおおむね55%であり、仮釈放による出所人員は1万6,000人を超えている。

(イ) 刑務所出所者の帰住地別の人員

2-6-3-2 出所者の帰住地別構成比

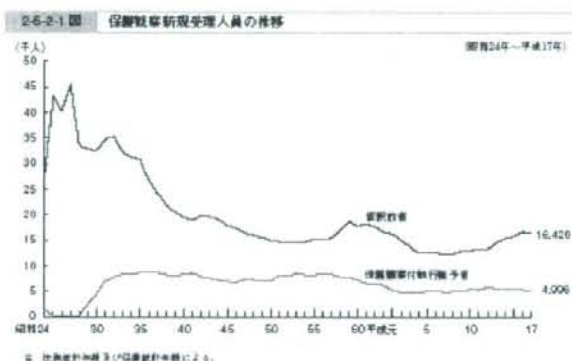
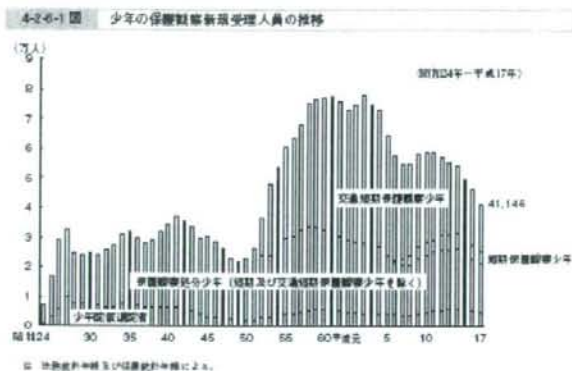
(平成17年)

種別	父母のもと	親族のもと	更生保護施設	その他
出所者 (30,037)	31.1	30.1	16.0	23.8
① 満期釈放・仮釈放				
満期釈放者 (13,606)	22.1	29.4	5.0	43.5
仮釈放者 (16,420)	38.8	30.7	23.3	7.3
② 入所期間別				
	父母のもと	親族のもと	更生保護施設	その他
1 回目 (14,283)	40.7	27.9	13.2	19.2
2 回目 (5,297)	31.8	30.1	16.3	21.9
3・4 回目 (4,924)	24.3	31.7	16.7	27.4
5 回目以上 (5,530)	12.2	34.1	17.0	36.7

① 矯正通知書による。
② 「親族のもと」は、配偶者、兄弟姉妹、祖父母及び叔伯祖父母を指す。
③ 「その他」は、施設である。
④ 出所者7人、満期釈放12人、仮釈放受刑者5人（平成14年度版第16号）に基づいて算出された12人を含む。

* 引き受け先がなく更生保護施設を帰住地とする者が満期釈放者で5%、仮釈放者で23.3%いる。更生保護施設があることで社会復帰の足がかりを得ている者が多数に上っていることを示しているものである。

(ウ) 保護観察の人員



(エ) 更生緊急保護措置別の人員

2-6-3-1 表 支援等・更生緊急保護の措置の対象者職務別実施人員

対象者の種類	伊藤野郎所において実施を行う措置					更生保護施設等への措置を伴う伊藤野郎所への委託	
	総数	主たる措置別人員				伊藤野郎所	伊藤野郎所
		食料給付	衣料給付	医療福祉	伊藤野郎所		
保護観察	4,125	482	367	11	412	697	(13)
仮釈放者	3,075	184	285	6	181	3,020	..
保護観察付執行猶予者	799	184	28	4	180	736	..
保護観察処分少年	117	35	6	1	35	88	(6)
少年院仮退院者	164	30	41	..	33	255	(7)
刑の執行停止
更生緊急保護	9,111	1,458	485	12	1,677	3,879	..
刑の執行終了	5,340	699	239	10	823	2,189	..
刑の執行中止
刑の執行猶予	1,879	362	127	1	417	900	..
起訴猶予	1,461	325	102	1	343	900	..
補導処分終了
罰金・科料	275	62	23	..	75	81	..
分庁場出場・仮出場	107	19	46	..	18	72	..
少年院退院・仮退院	5	1	2	35	..
刑の執行完了

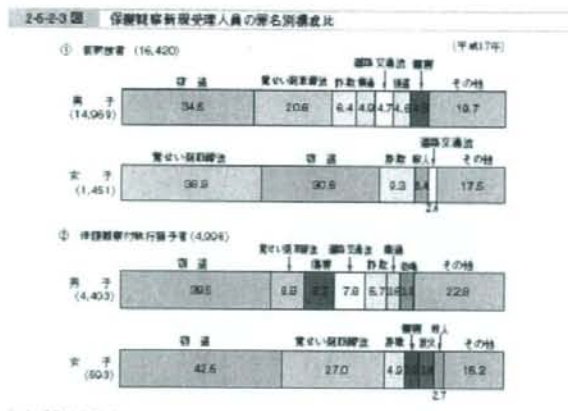
① 伊藤野郎所を以て2人。
 ② 刑罰の執行を受けた者は、その刑罰において執行している。
 ③ 「更生緊急保護等」措置を伴う措置の委託は、更生保護施設中の人員を含む。
 ④ 「..」内は、更生緊急保護の対象者であり、内訳である。

* 住居や引受人がないため「更生保護施設」に保護委託した人員は、年間で

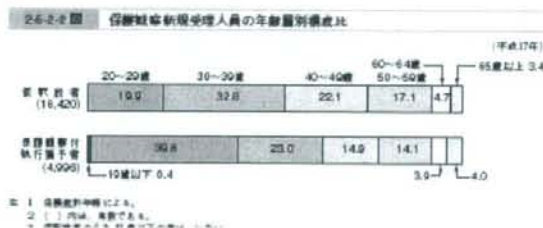
9,958人 (右欄の計)

* 保護観察所が実施する更生緊急保護の支援メニューは一時保護であり、表のとおり限られている。
 更生保護施設においては、近年酒害・薬害等の依存者に対する教育プログラムや SST による生活技能訓練、あるいは少年施設における保護者参加のキャンプなど、各種の処遇プログラムの導入が図られている。

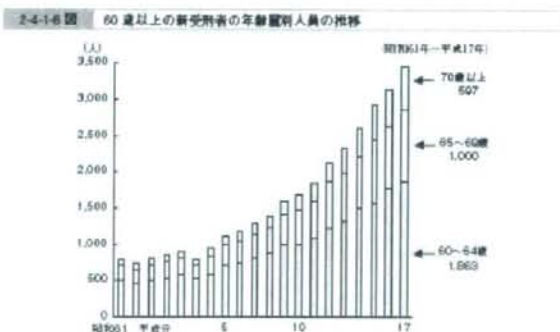
(オ) 保護観察に付された者の罪名別人員



(カ) 同年齢別人員 (高齢化)



* 仮釈放者のうち 60 歳以上の高齢者が約 8% をしめる。



* 新受刑者においては 60 歳以上が約 11% を占める。

(3) 更生保護と触法知的障害者との関わり

本項においては、平成 18 年 9 月中に全国の更生保護施設から退所した **479 人** について、知能指数に関連付けて分析した。

その結果は資料 1 のとおりであるが概要を列記すると次のとおりである。

- ① 更生保護施設における知的障害者の受け入れについては相応の実績が認められる。IQ69 以下の人たちが 91 人、20% に及んでいる。
- ② しかしながら、知的障害者としての判定に基づく支援プログラムは用意されておらず、またその面での福祉との連携の上に受け入れているものではないと考えられる (これについては後述の更生保護施設からの

ヒアリング調査結果により説明する。)

- ③ 抽出調査ではあるが、退所に引き続き福祉施設に計画的な移行がなされたケースは認められない(ただし高齢や身体障害などの事情で緊急対応として移行がなされた人が3人いる)。すなわち通常の就労が可能な人を受け入れるという範囲の対応であり、個々の知的能力や特性に応じた支援メニューを提供する受け入れではないというのが実情であろう。

そのことは言い換えれば、通常の就労が可能という心証が得られない障害者(より支援ニーズの高い障害者)は受け入れられていないことを意味している可能性が高い。

- ④ 更生保護施設が受け入れた人たちの中でIQ69以下の人たちについては次のような状況が認められる。

* 年齢は50歳以上が70%近く、60歳以上は30%に及ぶ。

* 刑務所入所歴では2入以上が60%に及び累犯化傾向が認められる。

* 刑務所出所時の所持金は60%の人たちが3万円以下。

* 半数以上に対し、刑務所収容中に受け入れ側の更生保護施設職員との面接がなされている。

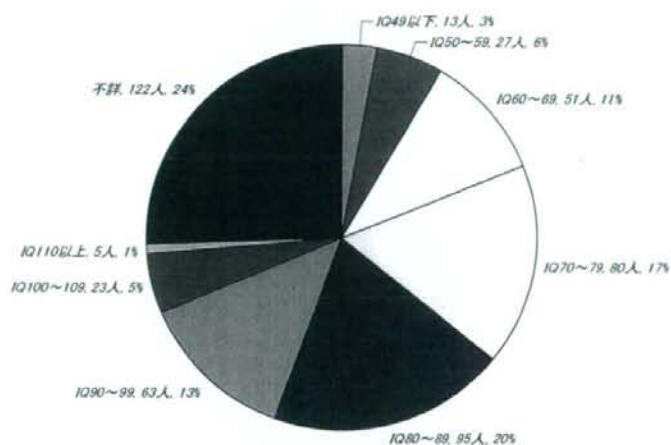
* 更生保護施設退所時の就労率が低い。また就労の端緒としてはほとんどが協力雇用主への紹介であり、ハローワーク、情報誌は少ない。ほとんど単純技能労働。

* 自立退所の率が低い。

資料1

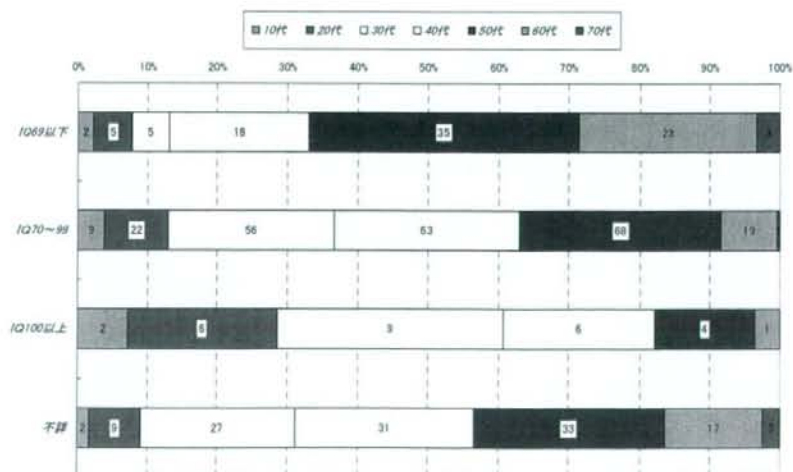
更生保護施設入所者の特性，就労及び退所の状況について（知能別内訳）
 ～平成18年9月に全国101の更生保護施設を退所した479人を対象として～
 データ提供：法務省保護局

<1> 更生保護施設入所者の特性
 ア 人員



イ 年齢構成

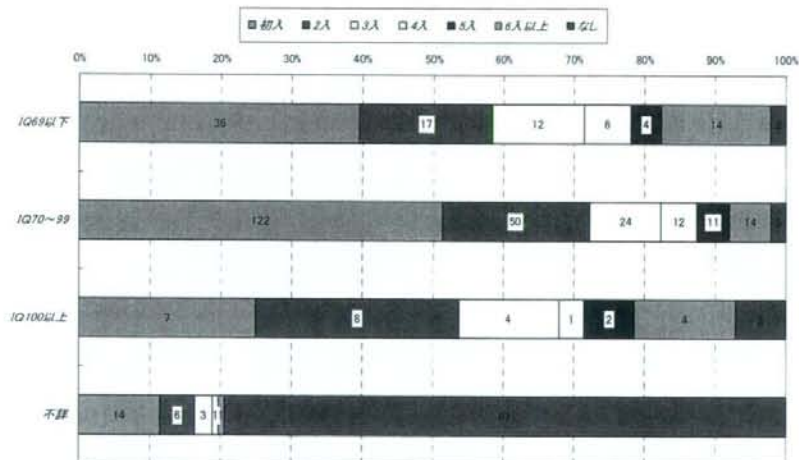
* 棒グラフ中の数字は、人数（以下同様）。



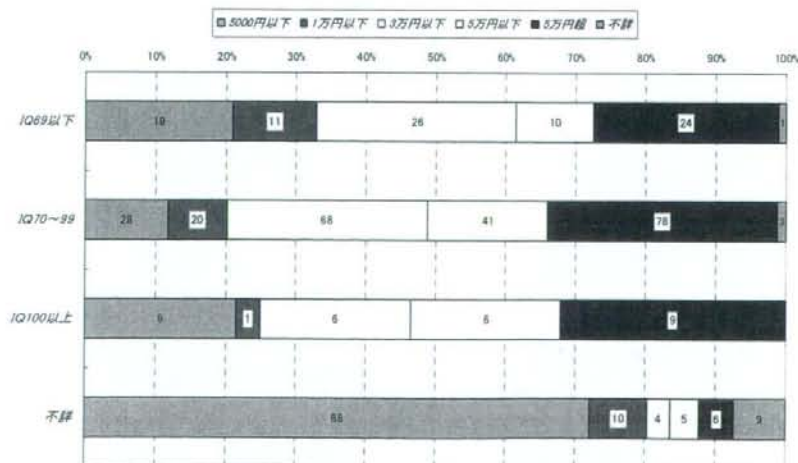
ウ 入所期間



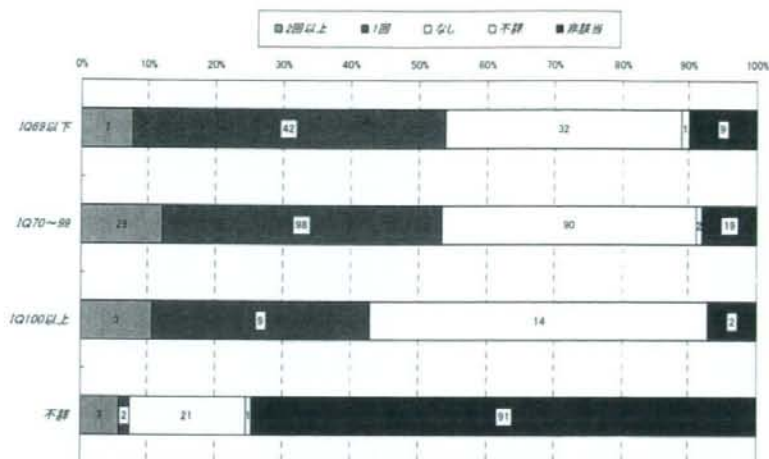
エ 受刑歴



オ 入所時の所持金

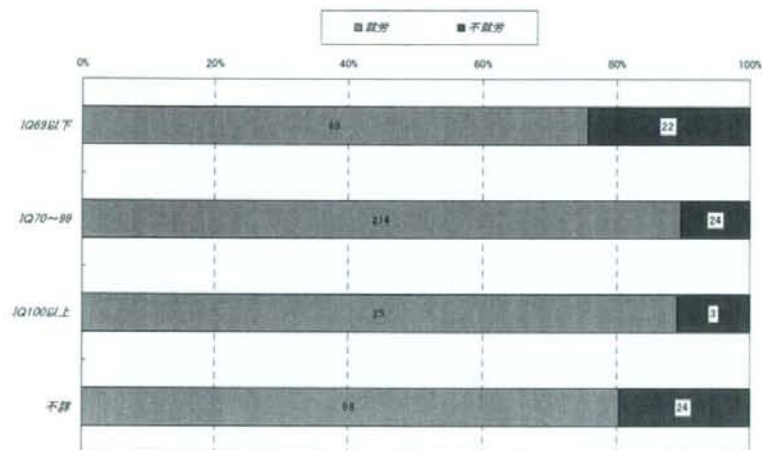


カ (矯正施設収容中における) 施設面接の回数

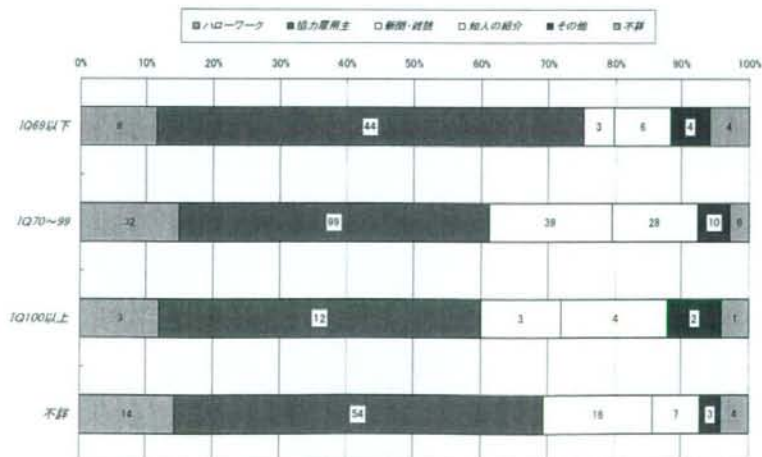


<2> 更生保護施設入所者の就労状況

ア 就職の状況



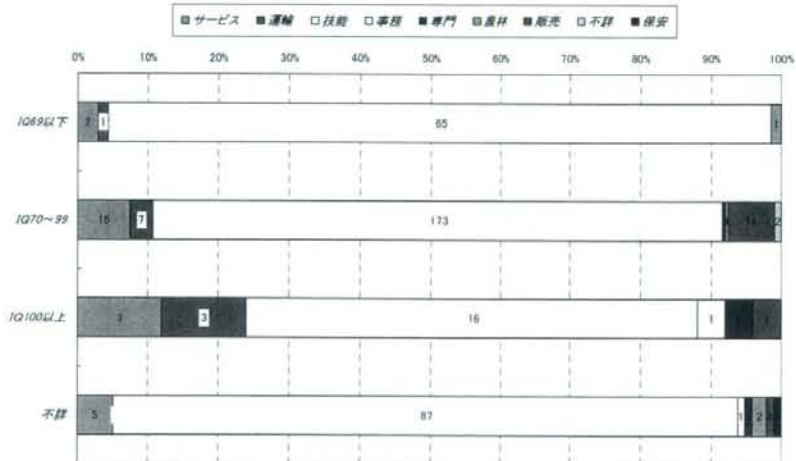
イ 就職の端緒



ウ 就職までに要した日数



エ 最初の就職における職種

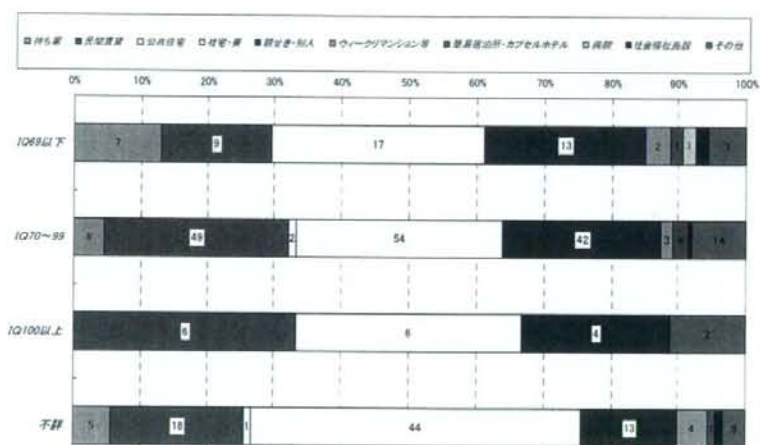


<3> 更生保護施設入所者の退所状況

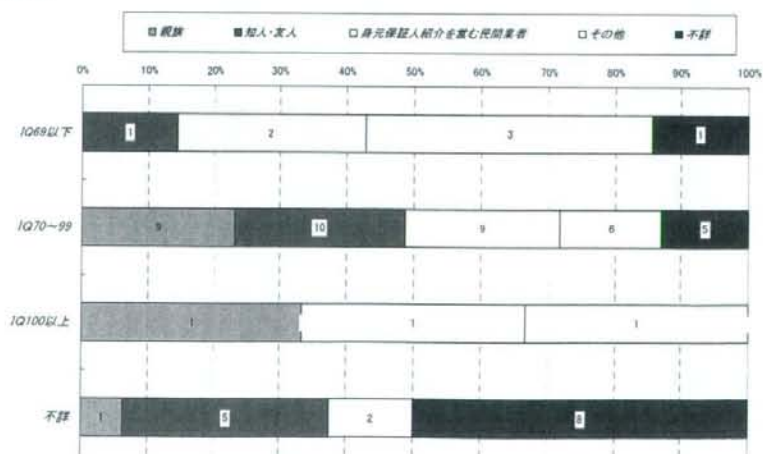
ア 退所状況



イ 退所先



ウ 保証人の依頼先



* 退所先の不動産賃貸契約を締結する際に保証人が必要であった65名を対象

<4> 社会福祉と連携を図り、社会福祉施設に退所した事例

ア 56歳男性 A さんの事例 (IQ 相当値 78)

事件は、殺人及び銃刀法違反 (懲役 9 年)。

平成 18 年 8 月 7 日、O 刑務所を満期出所。両親が高齢で病院に入院していることから、頼るべき親族がなく、同日、保護観察所に更生緊急保護を申し出たが、更生保護施設に空き状況がなく、生まれ故郷である F 県 I 市の市役所に保護を申し出た。

その結果、同市役所保護課職員から、社会福祉施設を調整するまでの間、更生保護施設で保護をしてもらえないかとの依頼が保護観察所にあり、同市内にある更生保護施設 C 会で保護を行った。その後 9 月 1 日、救護施設に入所。

イ 70歳男性 B さんの事例 (IQ 相当値 53)

事件は、住居侵入、窃盗及び建造物侵入 (懲役 1 年)。

平成 17 年 12 月 16 日、G 刑務所を満期出所。頼るべき親族や友人がなく、同日、保護観察所に更生緊急保護を申し出、高齢者専用の更生保護施設 T 会に入所。本人は、高齢の上、緑内障を患っており、就労の見込みが立たなかったことから、社会福祉施設への入所を調整。更生保護施設職員が市役所と根気強く調整を重ねた結果、翌年 5 月 2 日、身体障害者 2 級の認定を受け、8 月 21 日養護老人ホームに入所した。

(4) 触法障害者の受け入れに関する更生保護施設の実態調査結果及びその課題について

(ア) これまで、更生保護施設が知的障害のある矯正施設収容者の受け入れ、あるいは地域生活支援移行に当たってどのような役割を担えるか、担えるとすればどのような状況においてなのか、さらに担えないとすればどのような補強策が必要なのか等について検討してきた。

平成 18 年度は更生保護施設の受け入れ状況について、統計的な実態調査（全国の施設に対する 1 か月間のサンプリング調査）を行い、受刑者中の障害者率にほぼ対応した受け入れ実績が認められたものの、その反面で一人ひとりの支援ニーズに対応した地域生活支援への移行調整が意図的になされているとは認め難い状況が明らかになった。

(イ) そこで平成 19 年度において、その受け入れの状況について具体的事例に基づいた調査を通じて、地域生活支援移行における更生保護施設の実情と問題点を検討し、今後の問題解決の糸口を明らかにするため、全国 101 の更生保護施設のうち 4 施設を選んでヒヤリング調査を実施した。

4 施設の選定は、一定の範囲であるが地域生活支援ニーズを有する障害者を意図的に受け入れて調整に努めている施設から、受け入れてはいるが支援ニーズに意図的に対応しているとは認めがたい施設、その中間的な施設など、それぞれの実情や課題を把握することを目的に行ったものである。

(ウ) ヒヤリングの結果は次の概要のとおりである。

○ 更生保護施設に対するヒヤリング調査結果の概要—その 1

(調査担当 協力研究者 立教大学コミュニティ福祉学部準教授 小長井賀興)

- ① 調査対象：更生保護施設「ウィズ広島」及び「山口更生保護会」
- ② 調査場所及び調査対象：いずれも当該更生保護施設において施設長と補導職員に実施。
- ③ 調査実施日： 2007 年 6 月 18 日
- ④ 調査結果：（以下、「ウィズ広島」（定員 39 名・職員 7 名）を「施設 A」、
「山口更生保護会」（定員 14 名・職員 4 名）を「施設 B」とする。）

ア 平成 18 年度の受入れ状況（CAPAS69 以下に判定されている人）

施設 A — 仮釈放者 5 名（男性）を受けた。知的障害者と推定される矯正施設からの受入れ照会—環境調整は 45 件を受理し、受入れ可は 17 名、不可は 23 名、継続調整は 5 名。

施設 B — 仮釈放者 6 名（男性）、満期釈放者 2 名、更生緊急保護対象者 1 名、計 9 名を受け入れた。知的障害者と推定される矯正施設からの受入れ照会—環境調整は 44 件を受理した。

両施設とも、処遇能力の範囲内で可能な限り知的障害と推定される者を受け入れたいとする。ただし、施設 A は、特別の支援を必要とする知的障害者に対し、更生保護施設としての体制の中で可能性を広げながらそのニーズに見合った処遇を行う方向で積極的に受け入れようという立場である。その場合、被保護者全体の 2 割までが限度という。他方、施設 B は、知的障害と推定されても就労意欲・能力があれば、ラベリングをすることなく積極的に受け入れようとする立場である。なお、施設 B が斡旋する仕事の多くは単純な反復作業なので、それを前提とした受け入れになっている。

イ 知的障害と推定される人の受け入れ判断の基準となるもの

両施設とも、本人に面接の上、総合的な見地から受け入れを判断している。その場合の知的障害が推定される人を受け入れようとした要素、着目した指標は何か。

- * その他の疾患・障害 — 両施設とも疾病がなく、精神障害がないこと。あるいは若干の問題があっても服薬でコントロールできれば、問題視していない。
- * 知的能力以外の適性 — 両施設とも、就労能力・実績を見る。両施設とも、刑務作業ができていて職員の指示を理解しそれに従って動ければ対応可能としている。
- * 過去の犯罪歴、生活歴 — 両施設とも、罪名、罪質、経歴（犯罪前歴と生活歴）、犯罪性、再犯状況など、過去の問題行動の事実だけでなく、それが行われた状況や本人の動機を総合的に評価している。本人が多少でも成長していることが窺え、施設の処遇を受けて生活している見通しがもてるかという観点から、引受けを判断している。

- * 集団生活適応性等 ー 両施設とも、集団生活に適応できているかを見ている。
- 施設Aは、知的障害が推定され、受け入れている人たちは一般に協調性に欠けることは少ないという。ある程度の社会性を備えているからこそ触法行為を行えたととらえ、施設が適切な指導や支援ができれば、集団生活に適応できると考えている（言い換えると、適切な指導や支援ができる範囲が、受入れ可能な人数となる）。
- 施設Bは、性格的に多少の偏りがあっても、刑務所で集団生活ができていれば、問題視しないという。

ウ 受け入れた人への対応・援助の現状

施設A—生活指導、対人関係上のストレスを受容、ハローワークの専門窓口（更生保護対象者、知的障害者）を活用した就労援助、療育手帳の取得援助（福祉事務所の理解と支援）、関係機関（福祉事務所、ハローワーク、病院、老人ホーム、観察所、刑務所）との連携関係有。

更生保護の委託が切れた後の生活保護の措置、知的障害者更生相談所で知能の再検査・相談サービスなし。家族との再統合、同居できなくとも、連絡・絆の復活が必要と考えるが困難。

施設B—生活指導、ハローワーク・協力雇用主を活用した就労援助、自立資金貯蓄指導。ただし、療育手帳の取得その他の特別支援処遇はない。関係機関（福祉事務所、ハローワーク、労働局、観察所、刑務所）との連携関係有。

⑤ヒヤリング調査結果から見てきた知的障害と推定される人たちの受入れ拡充に必要な課題

更生保護施設が中間施設（＝地域での自立生活への準備期間）として機能することは可能と思われる。その場合の機能は、地域生活支援に移行するための生活指導と種々の関係機関・社会資源への繋ぎにある。中間施設として機能するためには、次のような制度やしきみが必要である。

- ア. 更生保護施設が受入れ、適切な移行支援が可能な障害の範囲、類型、それに応じた処遇、支援のモデルを検討する。
- イ. 地方更生保護委員会の仮釈放準備調査における調整機能を発揮するための方策を検討する。
- ウ. 更生保護施設の地域移行支援としての受け入れを進めるために職員体制の充実、あるいは福祉の専門的な視点からのバックアップや連携体制が必要である。
- エ. 療育手帳の取得支援、教育訓練、引受先調整等について、刑務所在中所からの一貫したフォローが必要である。
- オ. ハローワークとの連携を深め就労支援を一層強化する。
- カ. 地域社会での生活に自立、移行した後の社会生活上の困難やストレスをフォローできる体制を作る。

○ 更生保護施設に対するヒヤリング調査結果の概要—その2— 資料2参照

（調査担当 協力研究者 福島大学大学院教育学研究科教授 生島 浩
同研究科 中村 志寿佳）

①調査対象

施設	職種
栃木明德会	施設長、補導員
善隣厚生会	施設長
静修会荒川寮	補導主任

②調査日時

栃木明德会	平成 19 年 3 月 30 日
善隣厚生会	平成 19 年 4 月 3 日
静修会荒川寮	平成 19 年 4 月 3 日
面接調査時間：各施設 2 時間 30 分	

③半構造化面接の質問項目

- 1.調査対象者に関すること
- 2.知的障害者（身上調査書でCAPAS69以下）の受け入れ状況
- 3.知的障害者の受け入れ判断の基準となるもの
- 4.実際に受け入れた者への対応・援助について
- 5.知的障害者の受け入れ拡充に必要なファクター

④調査の結果の概要

- ア 知的障害者か否かについては、仮釈放者は身上調査書で数値が分かるものの、満期出所者及び更生緊急保護対象者については調査票等からは知的レベルが判明せず、その受け入れ実態の把握自体が困難である。
- イ 施設側としては、高齢者の受け入れという認識はあるが、高齢者は知能テストによる数値が低く出る傾向があるために、結果として知的障がい者を受け入れているというのが実情に近い。
- ウ 受け入れ判断の基準については、就労可能な健康状態か、近隣への配慮が必要な罪名（例えば放火など）でないか、などの点がポイントとなり、刑務所へ出向いての面接調査、あるいは、在所中の手紙のやり取りにより臨床経験を基に知的能力をアセスメントしている。
- エ 実際に受け入れた者に関して、施設が最重要視する就労については、協力雇用主や人材派遣会社等を活用して、おおむね充分な対応がなされている。施設のある地域の特色を生かした、知的能力が障がいとまらない職種が上手に選定されており、女性の場合は内職という選択肢もある。
- オ 就労が難しいケースはあるが、知的障がいというよりも、高齢者として老人福祉施設への入所や生活保護の受給につながる事が可能であり、現実的でもある。各施設共に、施設役員に福祉領域の関係者が参与するなど福祉機関・施設との連携はうまく機能していると評価している。
- カ 療育手帳を取得していた者はほとんどなく、更生保護施設のサポートで取得させるケースも数少ない。前提となる障がい受容を促すことが困難であり、たとえ取得しても、服役などの経験から「自由を希求する」対象者の特質から、知的障害者の更生施設への入所を嫌う者が多い。
- キ 知的障がい者の受け入れ拡充に必要なファクターとして、障がいの程度に応じた委託費の増額、就労が困難であったり、低賃金であったりすることをカバーする委託期間の延長などが挙げられる。
- ク 知的障がい者に併存する精神症状、さらには就労を前提とした施設の中で不就労のまま長期間生活を送ることは事実上困難である。ただし、1か月以内の期限を区切った「出口の見える」受け入れなら対応が可能となる。そのために、満期出所が見込まれる者についても、矯正施設側が直接的に福祉機関・施設へ働きかけるべきであるとの意見があった。

資料2 更生保護施設に対する半構造化面接調査報告書

調査者：福島大学大学院教育学研究科教授 生島 浩
調査助手：福島大学大学院教育学研究科 修士2年生 中村 志寿佳

表1 調査対象

施設	職種
栃木明徳会	施設長、補導員
善隣厚生会	施設長
静修会荒川寮	施設長

表2 調査日時

栃木明徳会	平成19年3月30日
善隣厚生会	平成19年4月3日
静修会荒川寮	平成19年4月3日
面接調査時間：2時間30分	

表3 半構造化面接の質問項目

1. 調査対象者に関すること
2. 知的障害者（身上調査書でCAPAS69以下）の受け入れ状況
3. 障害者受け入れ判断の基準となるもの
4. 実際に受け入れた者への対応・援助について
5. 知的障害者の受け入れ拡充に必要なファクター

1. 面接対象者について

< > 調査者（生島）の問い

<p>栃木明徳会</p> <p>【現在の職員の状況】 常勤は通常3名なんです。12月の半ばに、補導主任をされている方が身体を壊しちゃって、そして独協大のほうに入院しちゃって、去年の12月の半ばから2人で業務をやっています。4月からは若い女性の職員が入ることになっています。</p> <p>① 施設長 施設経験年数は12年目です。その前は普通の主婦でした。そして、ここの調理員を7ヶ月、その後補導員、補導主任。正直言って、全国で普通の主婦からって人はいないと思うので。平成7年にこの施設が新しくなったときに、それまでは寮生に食事を作らせていたんですが、やっぱり同じ立場のものが作るとトラブルが多くなるってこともあって、職員を雇いたいってことになったらいいですね。それで、私は栃木市の老人ホームのボランティアをやっている、会長さんからこういう仕事があるんだけどどうだろうって話があったことから。</p> <p>② 補導員 5年位前ですか。それまでは会社員です。地区の保護司さんを知っていた関係で。その人はもう75歳くらいでしたかね、その当時。それで、「私の代わりにやってみないか」ということで、保護司をね。その話があった後すぐにこちらの方へ。そして5年前に保護司として入って。入ったときはまだ代替職員で、2年ほど代替職員をやっていました。正式に職員になったのは3年前です。</p>
<p>善隣厚生会</p> <p>【調査対象者について】</p> <p>① 施設長 私は平成12年の4月1日付けでここに入りました。元刑務官です。あちこち転動していましたね。最後は八王子医療刑務所に入りました。平成12年の3月で退官いたしました。</p>
<p>静修会荒川寮</p> <p>【面接対象者について】</p> <p>① 施設長 母が荒川寮の施設長をしていました。祖父が足立寮と、この荒川寮の理事長をしていて、その頃私はまだ学生だったので。私は平成11年から引き継いで、今年で8年目になります。丁度その頃から、ステップアッププロジェクトとか、かなり処遇についても変わる時期だったので、比較的、いろんな処遇プログラムの立案とか、丁度そのタイミングで私も入ったので。</p> <p>② 補導員(男性職員) 勤務経験は施設長と同じくらいですね。7年くらい。それまでは学校の教頭をしていました。</p>

2. 知的障害者（CAPAS69以下）の受け入れ状況

<p>栃木明徳会</p> <p>【平成18年度、知的障害者受け入れ状況（CAPAS69以下）】 *別紙参照 <全体に調べてみると多いなって感じ?>そうです、びっくりしました。<高齢者の方を受け入れている感じですか?>ええ、それと同等です。この知能指数と、本人達を処遇に接触してみて、何か違うんじゃないかという疑問は感じているんですけど。え!この子がこんなに低い?この子がこんなに高いのかって。<知能指数の数字と先生から見られた社会的能力は半分違うよってことですね>ええ、そうですね。高齢者がほとんど低く出ているんじゃないのかなって。</p>
<p>善隣厚生会</p> <p>【平成18年度、知的障害者受け入れ状況（CAPAS69以下）】 去年は、環境調整470件中知能指数69以下の人は34名ですね。ですからうちは、非常に多いってことになるんですね。そのうちここで受け入れたのが44名ですね。そのうち69以下は16名ですね。<実際69以下の人は34名中16名ですから、半分くらい受けていることになるんですね>そうですね。この数値は全部仮出獄です。更緊や満期は調査票が来ないので正確な数字は分からないんですが、本人と話をしてみると大体は分かりますね。まずは字が読めない。それから、字が書けないっていうのがありますね。書類上は数字は分からないけども、知能指数は低いのではないかとこの人は、18年度で大体7名でしょうね。全部満期の人で。</p>
<p>静修会荒川寮</p> <p>別紙参照</p>

3. 知的障害者の受け入れ判断の基準となるもの

栃木明德会

【環境調整の時点で考慮すること】

あまり知能指数ばかり気にすることはないですね。極端に低い人は気になりますけど。テスト不可能って書いてあるのとかはね。大事なのはやはり健康面ですかね。働ける身体であるかどうかなんです。あと、親族とかなどいるのかどうかとか、いないとですね、例えば自立するにあたって書類とかそういうことで1番困ってしまったので。

【犯罪の内容についての考慮】

それを気にしてられるのは、正直言ってうちは東京都内と違っていて、経営のことも考えて、どうしてもできるだけ受け入れなきゃいけないのもありますので。まあ、放火とかは難しいですね。1番重要なのはそれですかね。それ以外は…覚せい剤も受け入れてますしね。他の施設で無断退会した人も今受け入れてます。1度そういうことがあっても、そういうことがあったからこそ、2度目は大丈夫かなっていう期待をもって受け入れてるっていうところですね。なんでも人間失敗はありますので、2度と同じことはしないようにということ。

【環境調整の書類で把握できること】

大体のことは拾えますね。ただ、本人が話したことなので、事実と異なっていることが多いかなとは思いますが。

【直接本人と面接して確かめたいこと】

やっぱり、その人と会うっていうことがすごく大切なことかなって。うちの規則とか、これからのことを話し合いながら分かってもらう。実際に会って面接を受け入れた人と、書類だけで受け入れた人とは、ここに来てからが全然違ってくる。処遇のやり方も。実際に話を聞いてみて、本当に仕事をやる気があるのか、あとは健康的にどうなのか、あとは自立を自分はどういう風にしますよというのをやっぱり確認したいですね。やっぱりうちの保護施設というのは、仕事に就いてお金を貯めて、お金をためて自立して行くっていうのが目的ですから。だからそういう点がしっかりしているかどうか、その辺に重点をおいて。でも、自立と言っても、高齢で仕事につけなかったら、結局福祉につなげていくしかない。

善隣厚生会

【環境調整の時点で考慮すること】

知能指数は気になりません。重要なのは、遵守事項をきちんと守れるかどうかということですね。1番は飲酒ですね。程度にもよりますが、調査票の中で飲酒問題があるかどうか。まあ、中には事件を飲酒が原因で起こしているのがありますね。例えば、仕事先の付き合いで飲む場合もあるんですよ。そういう場合には、午後の2時までには今日飲むかもしれないと、なので今日は外泊させてほしいと。あるいはですね、午後の夜でも、どうしても飲まなくちゃならないという場合にも、電話をよこして外泊の許可を取れというようにしています。〈お酒を飲むときは、その日は外泊してこい〉と簡単に言えばそうですね。飲酒については刑務所のほうでも今はよく調べています。飲んだら陽気になるとか陰気になるとか、よく書いてあるところは結構ありますよ。うちの場合は、受けるというようになって、やっぱりちょっと気になるんで、私らが矯正施設へ行って、直接本人に根掘り葉掘り聞きますけど。でも行けば、入っている人は当然そのことを聞きに来たんだと思って、体裁のいいことを言いますよね。体裁のいいことを言っている、話を聞いていけば、何か隠しているなという感じは受けますね。

静修会荒川寮

【受け入れの条件】

平成2年くらいから、寮の規則で寮生集会というのをやっていて、寮生全員が必ず参加してもらうということで、プログラムに関しては、環境調整の段階から参加契約を取っています。ですから、受け入れの条件として、うちのプログラムには参加するという。そういう意味で言うと、そこら辺で知能指数のハードルが上がってしまうんですけど。ですから、字が書けることがある程度の条件になってくると思います。

【環境調整で考慮すること】

受け入れの時点でもちろんIQは見ますが、さほど問題ではないというか、どっちかと言うと、生活歴とか。例えば知能指数が40~50でも、過去に結婚して子どもを持っていたりとか、何回か更生保護施設での生活歴があるとか、それであれば多少数字が低くてもオーケーですね。今1人54くらいの女の子なんですけど、こないだ面接に行ってきたのは、数字が低くても多少字は書いて、単純作業も実際に刑務所でできているわけですから、その程度ができればそんなに困りません。かえって、覚せい剤とかで今精神病が発症してる人たちのほうがどっちかという気遣いを。知能が高くても精神疾患の方が神経をつかっていますね。前は放火で受けるケースもあったんですけど、今は全くっていません。薬物もアルコールも同じですから、それ自体は問題ではなくて、典型的なアルコール依存の方も受けます。逆にうちの場合はマックとかダルクとかの自助グループとの連携が取れていますので、あえてアルコール依存症の方を積極的に受け入れるようにしています。

【受け入れでの1番のポイント】

本当に困っているかどうかですね。本人自身が本当に助けを必要としているか。私は友達もいるし、そこまで困ってないと言う

人は、やっぴいかならないですよ、色々働かかけても。だからやっぴい、困窮していて、絶望的な底にある人っていうか、そういう人を何とか、多少ハンディキャップがあってもうちの施設は受け入れてあげたいですね。

4. 実際に受け入れた者への対応・援助について

栃木明徳会

【就労状況】

今は、人材派遣の民間会社に登録して。人材派遣から漬物屋とかハム屋とか。あと介護の仕事も掃除の仕事もありますね。ここと関係の深い人材派遣会社があるんです。何でそういう派遣会社を使うかと言うと、明徳会から来てることが知れると、この辺の近所中でちょっと、受け入れてもらえない状況があるので。過去にここから行ってトラブル起こしてしまったことがあるので、ここからだちょっと働かせてもらえないので。人材派遣を通していかないと働き口がなくなってしまったって言うのがありますけど。人材派遣会社は、今2社登録しています。

給料については個人差があります。休まないで残業もして一生懸命やりますと24~25万はいきますけども。ただ、具合が悪くて休んだりすると、それこそ10万そこそこだったりします。高齢者は、60を過ぎていて、ギリギリの線に来ていてる人がいるんですね。やっぴい60過ぎた年齢で仕事を探すと求人がないので、年齢を58とかギリギリの線にして出すと、忙しいときはそれでも雇ってもらえるので、どうしてもそういう感じで受け入れてもらっています。給与は、漬物屋が1番いいですけど、そのほかは15~16万くらいでしょうか。

【知的障害者の処遇上での困難な事例一就労困難な事例】

知能指数で判断して仕事に就かせることはしていませんでしたので。今、本当に知能指数が低くて仕事で困っている人が2人いるんです。実際にこちらからお願いをして、「ちょっと能力的には低いんですけど、やらせてもらえませんか」と。人材派遣にも何度かお願いして、仕事に行ったんですね。しばらくは忙しいので、猫の手も借りたいという感じだったので。雇ってはいいたんですが、最近…少し人員整理をしたいということになりますと、1番に切られてしまった。仕事ができないってことで。作業が遅いって。それで、切られてしまった対象者がいるんですね。ただ、本当に一生懸命働いてきた人だったので…今後ちょっと心配ですね。その子は漬物屋さんで働いていました。人材派遣会社でも知能指数は気にしてなくて、実際に働いてみれば雇ってもらえるんですね。条件として、他の人よりも時給を安くすることで雇ってもらえるんです。

【療育手帳の取得について】

現在この仕事をやめさせられてしまった対象者を、観察所の方から療育手帳を取ったほうがいいと指導されているんですが、正直言って私達がどんな風に話を持っていったらいいか、難しいですよ。対象者自身も知的障害があるとは思っていないんですよ。本人に知的障害について知らせることが、どういう言い方をすればいいか、難しいですよ。＜本人自身がそういうハンディキャップがあると思っていないという「障害受容」の問題ですね＞ただ手がのろいってくらいで。後でその対象者の為には良いと観察所は言われているんですけど。＜観察所がアプローチするのではなく、施設側がやるの？＞そうです、今回は初めてなんですけど。本当は、最初に観察官と打ち合わせをしておいて、本人を連れて行って面接をしていく中で、観察官のほうから話をしてもらうのがいいかなって思ってるんです。私達はちょっと…。

【就労が難しく、福祉につなげた事例】

うちは、福祉とつながったっていうのはほとんど高齢者、61歳以上しかいなかったですね。この人は当時59歳でした。知能指数は低かったけど、年齢が高かったからうまく老人ホームにつなげることができたっていう。仕事もいろんなところに行きましたよ。そうするとやっぱり、1日2日で断られてしまって。＜知的というよりも、高齢者ということで福祉にバトンタッチできた＞そうです。60歳になれば入ることができるので。身寄りがいかなかったこともあって。子どもはいるんですけど、連絡が取れなかったということ。

【高齢者の事例】

80代の高齢者もいました。その人は今近くでアパートを借りて自立しています。今85歳になります。年金も多少あり、それと福祉の手当てももらって。生活保護ですね。足りない部分は生活保護で補って。生活保護の申請は、ここが窓口になって、いろいろとやりながら。自立って言っても、身寄りがいるんですけどもう疎遠になっているので。結局、アパートのカーテン付けから家具まで、全部こちらでやってあげなきゃいけないんですね。家族の代わりに。そうやって、やっと自立になるわけですから。

【年金の請求】

この人は施設に来たばかりの頃には、籍の入っていない夫、内夫がいたんです。自分で社会保険事務所に行って、年金の話をしてきたんです。初めは年金をもらえないっていう回答を出されちゃって、あきらめていて。私達が聞いてあげて、どうももらえないわけがないって思ったので、今度はこの職員が社会保険事務所に行きまして、よく話をし直したところ、内夫という関係でも内縁期間が長かったんで、遺族年金の可能性がありまよと言う話になりまして、それから手続きをして2百何十万かの年金が入ることになったわけなんです。お金がほとんどなかったおばあちゃんが、生活が一変しました。手続きはとっても大変でしたけ

どね。一緒に同居していたことを証明してくれる人がなかなかいなくて。結局、裁判の調書を利用して、同居していたという証明に持っていったんです。ちょっと時間かかりましたけれども。年金については、ここの職員は定年退職して年金をいただいている者が多いので、自分達の経験からなんとなく分かるんですね。

【身体障害の例】

知的障害は今まではあまり…。身体障害者では、苦勞した例が1件あるんですが、栃木刑務所に服役していて、帰住先がないのでここで引き受けてくれないかということで、押し車を押して。足首に障害のあるおばあちゃんです。歩くのがやっとなってというおばあちゃん。お断りしていたんですけど、どこにも行き場所がないっていうんで引き受けて。自立するときには、本人に老人ホームを勧めたんですが、本人が老人ホームに入りたくないって言うんです。そうすると今度は自立させる方法を探さなくちゃならない。お金もあんまりありませんし、最終的には、栃木の老人ホームのショートステイって形で引き受けていただいて、そこから、福祉の方でアパートを探すっていうことにしたんです。

【医療機関との連携】

C型肝炎で入院させるとかありましたね。若い子でしたけどね。＜薬物とかアルコールの問題を抱えていて？＞はい。アルコールは、うちはあまりなかったです。覚せい剤関係でしょうかね。やっぱり、覚せい剤でC型肝炎っていうのが。大体覚せい剤やっている人はC型肝炎になっていますよね。あと、精神障害持っている人も。うちで受け入れている人で、うつ病も多いですし、パニック症候群とか。その人たちは精神科に通っています。(理解のあるクリニックは)近くにあったんですが、今一軒だけ。保険証は、県の健康福祉保健センター(栃木県栃木健康福祉センター)と言うのがありまして、どこの精神科に行かせたらいいかご相談しまして。こういう症状ではここで紹介してもらおうこともありますし、あとは、市内にある病院が1箇所ありますので、薬をいただくときはそこを紹介してもらいますね。ここの住所で健康保険は取得しています。

【福祉機関との連携】

市の福祉サービス課の幹部が、うちの監事なので。まあ、ここのことも分かっていたと思いますし、相談しやすいです。監事は、市の福祉関係者の充て職という事に昔から決まっていますね。

【地方公共団体との交渉で困難なこと】

そんなことはないですね。うちの理事長は元栃木市長で、つながりがあるので。うちの理事長が、老人ホームも兼任で理事長をされているので、老人ホームとのつながりもあります。何かあったら頼んであげるってけっこうしていただいて。先ほどの(事例の人)もそのホームに入りました。

【就労が難しい処遇者への配慮点】

他の寮生に影響があるような気がしますよね。やっぱり遊ばせておくってことはできないですから。それでも働かせたいなとは思っています。うちには今内職をやっている寮生が3名ほどいるんで。車の内装の部品を扱う簡単な作業です。＜外に働きに行けなくても最低限内職はしてもらわないと、全く何もしないで過ごすというわけにはいかないということですね＞そうですね。内職という形でも最低限のことは。

善隣厚生会

【就労について】

うちではですね、協力雇用主っていうのがありましてですね。今まで3件あったんですけども、その1件がビルの解体ですが、去年の12月31日にですね、社長が亡くなったということで、それ以来行ってないんですよ。他の2件は、資源の回収ですね。ビンどとかカンどとか、いずれも人材派遣会社ですね。それともう1件は、新宿の野菜市場ですね。地方から野菜をトラックで持ってきて、それをトラックから降ろして、各セクションに台車で配るという、そういう仕事です。夜からの仕事で、夜の9時から次の日の朝5時までですね。＜知的能力といっても、今言ったような資源回収とか市場で働けるだけの能力があればいいんですね＞そうそう。先方もですね、ただ身体が良くて、例えば上の者からですね、これをやれって言われたらハイってやれる素直な者をよこしてくれと。＜能力が低くて使えないというクレームはあまりないってことですか＞ないですね。どの保護施設もそうでしょうけど、保護施設側が仕事を見つけてやらないと、施設そのものの規律もおかしくなってしまうでしょうね。やけのやんばちになって、どっから酒持ってきて、そうなるってしまると回りも影響されて施設全体がおかしくなる。こちらとしては協力雇用主のもう1つも再開してくれるとお願いしているんです。ビルの解体は、能力はそんなに必要ないんですね。やはり、上の者にこれやれよと言われてさっと動くというのが、今の2件の雇用主もそういうことを大事になれますので。

19人中14人は協力雇用主の会社に行っています。その他は自分なりに探して、病院の介護に行っているのもいれば、大工もいます。全員が仕事に就いていますから。

【就労が困難な事例】

現在入所している19人のうち1人だけいます。その人は、協力雇用主の所に行っていたんですが、ちょっとそこが嫌だなんて言うから、じゃあ自分で探して言ったら、やっぱり建設現場に行ったんですね。そしたら、1日目に足を滑らして足首を骨折して、まだ医者に通っています。＜知的なハンディキャップで仕事に就けないわけではない＞ええ。ただ、この人は字は書けないのが、

ただ肉体的労働ですからね、そっちではできるわけですね。履歴書を書けて言われても書けないんですよ。何て読むんだって書いてもわかんないって言うんですよ。面接でもうまく解答できないんですね。ひとつのパターンを作ってこういう時にはこう答えるという風に指導しています。会社からの信用を失わないように、面接指導はきちんとやっています。＜知能指数の数字が低いというよりも、履歴書が書けない面接でうまく応答できないという、そういう意味での知能なんですね＞そうですね。

【福祉との連携】

この人は、怪我での治療費と、給料ももらえないんで金をどうするかで。渋谷区の福祉課に私が連れて行って何とか頼み込んで、医療費だけは福祉のほうで出してもらっているんですね。渋谷区役所の福祉課ですね。医療保護と国から出る食事付き委託費の日数を増やしてもらっています。

連携はうまくいっています。例えば、渋谷区の保護司会を通して相談することもありますし。長年の付き合いから生まれる連携ですね。

【医療との連携】

怪我での治療が主です。うちはアルコール依存をもともと受け入れてないですから、そういう関わりはないです。でも覚せい剤は取りますよ。でも病院に通う人はいなかったですね。障害手帳などの申請もしていません。

【福祉へつながった事例】

一昨年、当時 69 歳の高齢者を受け入れまして、その人は福祉の方に頼んでおいたんですね。そしたら、東京都の福祉施設に入ることができました。観察所から頼んで、高齢者ということで福祉につながる事ができたんです。更緊なんて、観察官がやってくれましたね。ここには 29 日間いました。＜ハンディキャップ＞やっぱり歩けないんですよ。知能指数は 39 です。

【入所者との手紙のやり取り】

4 年前から受け入れることになった人には毎年年賀状を出しているんですね。何で出すかって言うと、出した時にどうやって返ってくるのかなど。返ってきた年賀状の内容を見れば、ほぼ刑務所で調べている知能指数が確認できるんですね。そのつもりでやっています。書き方の内容がちよっと違うなと思うんですね。内容そのものが非常に誠意のこもった自分で一生懸命だっていうのが書いていますからね。IQ80 くらいならちゃんとした文章書けますね。

【多国籍の受け入れ状況】

日系ブラジル人や在日朝鮮・韓国の人を受け入れています。しかし、どの国籍、誰を優先するとかはありませんね。

【保管金制度】

仕事は日給 9000 円です。うちでは保管金制度を強化しています。今最高に貯めてる人は 49 万ですね。90 日しっかり貯めて。＜こちらで委託費が出ているうちにしっかり貯めて出て行くってことですね＞ええ。入って間もない者は仕事も決まっていますからまだ貯金はしていませんけども、ほとんどの者は保管金ですね、入れています。貯めさせてやらないと、早くここを出て行けないですね。早くアパートを見つけて。しかも、協力雇用主の 1 社の資源回収の会社はですね、ここから出て行って自分でアパートを借りた後も、まじめにやっていたらそのまま雇用してくれているんですね。だから非常にありがたいんですね。

【処遇上で大変なこと】

最初の頃は、出来るだけ要望に答えてやりたいと思って、いい方と考えていたんですけど、何回か騙されて、考えが甘いって言うことが分かりました。最近は厳しい見方をしていますね。酒には特に厳しく指導しています。悪くなっていく時に、予兆というのはありますね。休みが多くなったり、保管金の預け入れが少なくなったりするとおかしいなと思います。犯罪歴でどういふ癖があるかを見て、パチスロが好きだとか、そういうことで対応を考えます。やっぱりよくあるのは酒、女、金の問題ですね。ここの仕事先は繁華街に近いので危険ですからよく観察していないと。特に仮出獄の人は、取り消しにならないようにきちんと指導します。無断外泊が 3 日連続するともうそれだけで退会になります。無断外泊 1 日やって、他の日にまた 1 日するとか、遵守事項違反が何回もあると、施設長が本人を呼んで話し合います。よほどのことがない限り、観察所には報告しないでですね。1 番気を遣っていることは、やっぱり近隣住宅への配慮ですね。

静修会荒川寮

【各種プログラムについて】

「女性の健康を考える会」には全員出席してもらいます。その他に、「コラージュ教室」を実施しています。臨床心理士の杉原先生に来ていただいて。コラージュ療法で分析するというよりは、どちらかというとコミュニケーションというか、導入面接的な形で、職員も私も入ってやっていますので。自由に何かを作らましようという形で、絵手紙とかと同じでなるべく自分の表現というか、思っていることを出すという場面をなるべく多くしようという。ミーティングにのらない方もやっぱりいるわけですね。言語的なことが得意じゃない、それこそ知的に低い方ですとか。そういう人には「絵手紙教室」とか「フラワーデザイン」とかやっていますけど。講師を呼ぶにも、更生保護振興財団から助成金をいただいています。年間 20 万くらいですから、大体月 1 万 5 千円くらいの謝金ですとやっています。皆さん破格の値段でやっています。やる以上は続けたいのですが、運営面では資金の問題もあるので大変です。

【就職について】

うちの場合は下町ですから、協力雇用主が女性の場合は比較的男性よりは仕事はあります。ただ、単価も安いし時間も短いつことで、今協力雇用主が4社ですね。おしぼり工場とか、これははずっと昔からやっています。おしぼりを巻く仕事です。おしぼりが流れてくるのを機械で自動的に巻いてくれるので、本当にポンと置くだけなので。そこは知的障害者も雇っている工場、高齢者も雇っていただけるし。あともう1つは、給食のおばさんですね。今は荒川区の中学校と小学校の給食に人材派遣の会社でご理解をいただいて行っているんですけど。それとあとは、レストランの皿洗い。あと部品工場とか。あと清掃の工場とかありますけども。今丁度協力雇用主のところ、今は14人いるんですけど半分の7人くらいは行っています。今は全員働いています。

基本的にはまず自分がハローワークで探すこと。今就労支援の関係で非常にハローワークは協力的でして。力がある人はある程度自分で、新聞の折込広告とかで探していますね。

【金銭管理】

お金の管理は、うちは非常に厳しくしてまして。もちろん入った時は確実に全部こちらで預かります。食事付き委託がについている方に関しては、毎週の昼食代と日曜日の食事代をまとめて3千円になるんですね。一人一人日記を書かせて生活状況を報告させる「1行日記」を毎日書かせているんですけども。それを1週間分持ってきて、毎週金曜日に食事代を渡すんです。それを持ってこないと渡さないって言うか。その時に全員と面接をするという形になっています。それ以外の預かっているお金は基本的には出さないということです。ちゃんと仕事に行っていれば、月10万は貯められますから、ですから3ヶ月で30万、大体安アパートは借りられます。大体3ヶ月で、食事の委託が切れる頃には皆さんちゃんとアパートも借りられたり住み込みに行ったりできるんです。

【病院との連携】

救急の場合は、近くの荒川〇〇病院で見てもらっています。てんかんと知的障害の人が、あとで愛の手帳を持っていたことが分かったくらいですから。本人も自分が愛の手帳取った記憶がなかったので、救急で私が一緒に行ったんですけども、調査書には細かい情報も書いてなかったし、自分の病歴とかを自分でやっぱり言えないんですね。知的に低いので。それが1番困っちゃいましたね。どんな薬を飲んでいるのかと分からなかったの。

病院は、△△クリニックや、依存症に強い浅草の□□クリニックを利用しています。やっぱり1番は近場の通えるところを探します。それで今、観察所の方からもお願いしてもらっているのは、精神科の薬を服用している人は、刑務所を出る時にせめて1週間分、住民票をうちに移すまでは、薬を持たせてくれるように刑務所に交渉してもらっています。

【知的障害者施設へつながった事例】

この方は更緊なので数字は出ていないんですが、知能指数は40よりも低いと思うんですね。実際には測定不能と書いてあります。愛の手帳は持っていなかったの、うちで取得させました。それですごく苦勞してしまったケースで。栃木刑務所から出た41歳の女性で、うちでも始めは断っていたんですけど、満期であつたら行くところがなければということを受け入れた。来た時に福祉につなげるという所から始まったので。結構簡単に考えていたんですけども、他の寮生とかが面倒見てくれていて、世話好きな寮生がいたので。お風呂とか一緒に入って洗ってくれたりとかは寮生たちが気を遣ってやってくれていたんですけども、それも限度があつて、3ヶ月くらいになってくるとやっぱり周りにストレスが溜まって。知能も全く低いので、荒川区役所の福祉課に相談して手帳取る準備を始めたんですけど。診断を受けさせに出かけたときにホームレスの人と会ったりしてそのまま男の人とくっついちゃうので、病気とかもらうと施設に入れないので、なるべく接触させないようにということ出かせないように鍵を閉めちやったりとかもしたんですけど。そうすると今度怒っておしこかしちゃうんですよ。住所もこちらに移して知的障害者の更生相談で心身障害者の判定を受けなきゃいけないので、健康診断とかの準備も全部して手続き伸ばしたんですけど、3ヶ月で気持ち的にいっぱいいっぱいになっちゃって、寮生からクレームがきたので、とりあえず緊翠苑さんに外泊という形で緊急で2週間置いてもらったんです。手帳が取れた時点でまたこっちに戻そうということで。1月8日に施設に来て、丁度3月の終わりで一旦出て、それで4月の中旬くらいに愛の手帳を取得したので、それで障害年金もついたので、やっと知的障害者更生施設に入れるということになって。入所の時にうちから一緒に連れていったんです。それが最初のケースです。一生安住の地があるので、再犯も起こさないと思いますし、よかったですね。

【施設に入所を繰り返している事例】

48歳。知能指数が40。書類と実際は全然違います。前のケースに比べたら、数字だけ見るとそんなに変わらないんですけど、更生保護施設も4箇所くらい行っているんですね。他の施設にも何回か行っているし、お子さんもいて、ご主人もいて。夫はDV男らしくて、追い出されちゃってる状態なんですけど。読み書きがちょっと大変だつてことなんですけど、まあ、名前も書けるしこうやって日記も書けている訳ですから、日常生活はできます。日記によって字も分かりますし、自分の気持ちがある程度言葉にゆっくりでもいいから出せるように。でもやっぱりこういう方にとっては、字を書くということはすごいストレスになるんですね。

この方はおしぼり工場に行つて満期で出ました。最初は本人に、この人もリピーターの人ですから、お金が貯まったとしても10数万ですから、外に満期で出たとしてもすぐに底ついちゃいますから。愛の手帳をとることを提案したんですよ。ただし、あなたくらいの力があつたら取れないかもと事前に教えておいた。確かに本人に力があつたので、このケースでは手帳は取りませんでした。